

越境するインドネシア人看護師・介護福祉士の研究  
—EPA 就労モデルの検討—

A Study of Indonesian Nurses and Care Workers Working Abroad:  
Toward an EPA Employment Model

村雲和美 (MURAKUMO Kazumi)

筑波大学人文社会科学研究科博士後期課程

(Graduate School of Humanities and Social Sciences, University of Tsukuba)

キーワード：インドネシア、EPA、看護師・介護福祉士候補者、受け入れ体制、就労モデル

### 1. 研究の背景と研究目的

2018 年に 10 年目を迎える日本・インドネシア経済連携協定 (Economic Partnership Agreement: 以下、EPA) で来日した外国人看護師・介護福祉士候補者 (以下、候補者) は 2,116 名になる。(2017 年 9 月 1 日時点厚生労働省) 本研究は、2008 年より開始した EPA の枠組みで越境するインドネシア人看護師・介護福祉士に焦点をあてて、EPA の枠組みで来日した候補者が病院・介護施設でどのような働き方をしているのかという点を明らかにしたい。小川・平野・川口・大野 (2010) は、「受け入れた病院・介護施設が現場で使える研修や就労モデル」が不在であることを指摘している。そのため、調査から「就労モデル」を検討する。また、日本の外国人労働者受け入れ政策に EPA が今後どのような関わりを持つのか考察する。

### 2. 研究方法・研究対象

本報告では特に看護師について焦点をあてる。2018 年 1 月 18 日から 2 月 18 日まで岐阜県の病院でインドネシア人看護師候補者 (5 名) の参与観察、インタビュー調査を実施した。また、同僚の日本人看護師に対しても意識調査としてアンケート調査を行った。同病院は、第 1 陣として来日した看護師が 10 年勤続し、国家試験合格後に家族を呼び寄せた事例である。2008 年にインドネシア人看護師 2 名、2009 年にフィリピン人看護師 2 名を受け入れているが、国家試験に合格したのは現在勤務する 1 名だけであった。帰国者についてのヒアリングも看護部長にインタビュー調査をした。調査言語は主に日本語を使用し、インタビューの一部はインドネシア語でのやり取りも行っている。加えて、他の病院と比較するため、2013 年に横浜、大阪でのインタビュー調査を使用する。

### 3. 課題と調査結果の概要

小川・平野・川口・大野 (2010) は、「受け入れた病院・介護施設が現場で使える研修や就労モデル」が不在であり、国家試験のための日本語教育については受け入れた病院・介護施設ごとで差異があるのではないかと指摘している。平野・Tribudi・Susiana (2017) は、彼 (彼女) らが帰国する要因に「結婚」が一因であると挙げている。安里 (2016) は「EPA に限らず技能実習制度においても制度の目的は「国際貢献」や「技術移転」と、労働市場とは切り離された形で理由づけされている。そこに制度と実態の乖離がある。」と問題提起している。実際に厚生労働省は、EPA での看護師・介護福祉士の受け入れは人材不足を補うものではなく相手国からの要請であると言及している。

ところが、調査先の病院では人材不足を補うことを目的とし、定住のための試行錯誤、受け入れ制

度の改革や国家試験までの支援体制などに力を入れていることが明らかになった (Murakumo2018)。2013年に横浜、大阪で勤務するインドネシア人看護師にインタビュー調査からも先行研究でも指摘されている受け入れ病院ごとの差異があることが明らかになった。具体的には「日本語研修支援」「勉強時間の確保」「給与・住居支援」が2つの病院でも大きな違いがあった。横浜では医療専門学校に通う支援があり、大阪は全て自助努力であった。

また、岐阜の病院での調査で、帰国した候補者3名の帰国理由の仮説としては「国家試験」が難しいという回答を想定していたが、実際には違った。国家試験の合格点には届きそうで非常におしいところまでであったが、滞在の延長を申請せず3年で帰国した。住居の提供や給与に不満があり、休暇取得も困難で、モチベーションが保てず帰国を希望したと回答を得た。大阪の事例と同様で自助努力が必要な状況であった。当初、病院の受け入れ担当者から衣食住など日常生活の疑問に対して十分な説明ができていなかったことも挙げられた。帰国者が出たことにより、病院として改革を行ってきたことも調査から明らかになった。

具体的には、(1) EPAを担当する部署と看護部長の雇用(2) 国家試験のための学習時間確保(3) 准看護師試験の積極的受験(3) 日本語教師の派遣依頼(4) 日本人と公平な人事評価である。調査中に発生した事例として、民間アパートにおける外国人の居住拒否に対して看護部長自ら家主に説明し、病院と看護部長が保証人となり入居が可能になった。実際に、受け入れた病院でEPAの枠組みを実施するためには病院の相当な努力が必要であり、外国人労働者が地域社会で「共生」することが容易ではないことも分かった。本来はEPAの担当窓口である国際厚生事業団(JICWELS)には相談せずに、問題が発生した際には、外部の民間団体やインドネシア人コミュニティで解決する状況も明らかになった。

他方、勤続10年のインドネシア人看護師は同僚からの信頼も厚く、担当科ではリーダーを任される貴重な存在である。中間管理職の立場にあり、日本人を指導している。その要因は上述した病院の体制変化であると明らかになった。受け入れた病院によって受け入れ体制や国家試験までの支援制度に差異があり、現行の政策では受け入れ病院の現場任せになっていると考える。実施開始から10年間のEPAの枠組みでの受け入れ体制について限界性が実態調査から明らかになりつつある。参与観察・インタビュー調査から、先行研究で指摘される「受け入れた病院・介護施設が現場で使える研修や就労モデル」が岐阜の病院が一つのモデルであると考察する。

#### 主要参考文献

- ・大森弘子・安里和晃・Dewi Rachmawati・大崎千秋(2015)「インドネシア福祉施設の現状と実習教育」『福祉教育開発センター紀要』第12号、pp.101-113
- ・小川玲子・平野裕子・川口貞親・大野俊(2010)「来日第1陣のインドネシア人看護師・介護福祉士候補者を受け入れた全国の病院・介護施設に対する追跡調査(第3報)―受け入れの実態に関する病院・介護施設間の比較を中心に―」『九州大学アジア総合政策センター紀要』第5号、pp.113~125
- ・平野裕子・Rahardjo W. Tribudi・Nugraha Susiana(2017)「インドネシア人看護師のキャリア発展と還流型移住：二国間経済連携協定で渡日後、帰国した者に対する調査から」『第90回日本社会学会』
- ・Kazumi Murakumo(2018)“International labor migration of health care workers in Japan under the Economic Partnership Agreement: The case of Indonesian Nurses” The 4th Annual Meeting of the Indonesian Health Economics Association